



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

今月のNEWS(全般)

- NEWS1. 朝型勤務 本格普及へ指針改定を検討
- NEWS2. 書籍の紹介
- NEWS3. 役員社宅における賃借料相当額の算定

NEWS1. 朝型勤務 本格普及へ指針改定を検討

政府は、長時間労働の見直しに向け朝型勤務を普及させようと「労働時間等設定改善法」の指針を改定する方針です。残業時間削減の手法として有効な朝型勤務の主旨や取り組み事例を盛り込むことを検討しています。また導入企業に助成金の取得を促すことや、働き方の相談窓口となる専門コンサルタントを全国で増員したりして、朝型勤務の本格的普及に乗り出します。

厚労省は、「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法」に基づく指針で「労働時間等見直しガイドライン」を改定。一定時刻以降の残業は禁止し、終わらなかった仕事を早朝にまわす朝型勤務の推奨を検討しています。

時間の限られた朝の勤務で、効率的な働き方を促し、一方で夜の残業時間を減らして「早く帰りやすい雰囲気」をつくり、男性が育児に参加しやすくし、育児や介護などの事情があってもフルタイムの勤務を可能にする効果も期待されています。

さらに既存の「働き方・休み方改善コンサルタント」を来年度は10%以上増員するよう2015年度予算の概算要求に盛り込みました。残業時間削減や年次有給休暇の取得率引き上げなどに加え、朝型勤務導入の相談にも応じる。ワークライフバランスの推進に取り組む中小企業を支援する「職場意識改善助成金」で朝型勤務の導入に向けたコンサルティング費用なども助成対象として周知します。

政府は「仕事と生活の調和した社会」を目指し、2020年までに週労働時間60時間以上の雇用者割合を5%（2013年で8.8%）に下げ、年次有給休暇取得率を70%（2012年で47.1%）に上げる目標を掲げています。

「夜の残業はただだらして際限なしになりがちだが、朝なら集中して仕事ができる」という意見の反面、絶対的な仕事量が変わらない限り長時間労働の見直しや有給取得率向上にはつながりません。

NEWS2. (書籍の紹介)

『世界を変えた10冊の本』 池上 彰著

内容(「BOOK」データベースより)

『資本論』『コーラン』『アンネの日記』からケインズ、フリードマン、M.ウェーバーまで。池上解説で今度こそわかる、現代を読み解く“新古典”10冊。

本には、とてつもない強さがあります。

読んだ人が、内容に感動したり、感化されたり、危機感を抱いたりして、何らかの行動に出る。それによって人々が動き、ときには政府を動かし、新しい歴史が築かれていく。そんな力を持った書物を10冊、私の独断で選びました。(池上彰 自署を語るより)



情報会員募集中 会員申込みをして頂ければ、毎月「朝日だより」最新セミナーのご案内をお送り致します。

お申し込み・ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

※お問合せ先: 朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 田中・神山 052-571-5480
西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850

Question

マンションの1室を会社が借りて、これを役員に貸与しています。この場合、役員から家賃を徴収するのでしょうか？

Answer

全額経費にはできませんので、一定額の賃借料相当額を役員から徴収することになります。



【解説】

会社で借りたマンションを役員に貸与する場合、一定額の賃借料相当額を会社が役員から徴収していないと給与として課税されてしまいます。

そのため、会社が役員から徴収する賃借料相当額がいくらになるかを算定する必要があります。

法人が他者から借りたマンションでの賃貸料相当額の計算は以下となります。

1. 小規模社宅である場合

小規模社宅とは、建物の耐用年数が30年以下の場合、床面積が132㎡以下である住宅、建物の耐用年数が30年を超える場合には床面積が99㎡以下の住宅を言います。

- ①その年度の建物の固定資産税の課税標準額×0.2%
- ②12円×(その建物の総床面積(㎡)÷3.3㎡)
- ③その年度の敷地の固定資産税の課税標準額×0.22%

上記計算の①～③の合計額が賃借料相当額となります。

2. 貸与する社宅が1. の床面積を超えるような住宅の場合

大規模社宅の場合、1.で算出した①～③の合計額と会社が家主に支払う家賃の50%と比較して、いずれか多い金額が賃借料相当額となります。

一般的には小規模社宅に該当する場合が多く、実務上について簡便的に小規模社宅の場合でも会社負担家賃の50%分を役員から徴収しているケースもあるようですが、税務トラブルになる可能性もありますので上記の計算で金額の比較をした上で役員から徴収する金額を決定したほうがよろしいかと思われます。

根拠条文等

国税庁HPタックスアンサーNO.2600「役員に社宅などを貸したとき」

ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 田中・神山 052-571-5480

西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850